

紋別市立渚滑中学校いじめ防止基本方針

紋別市立渚滑中学校

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1) 名称：いじめ対策委員会
- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、当該学級担任、養護教諭、（PTA三役、学校運営協議会）
- (3) 会議：4月（計画会議）、9月（前期末会議）、3月（反省会議）その他必要に応じて開催する。
PTA三役と学校運営協議会については、必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。
教頭、生徒指導部、当該学級担任、養護教諭
（場合によっては、スクールカウンセラー等の関係機関を含めることができる）

4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケート等の実施
いじめの早期発見のために、6月、11月にいじめアンケートを実施する。
- (2) 教育相談体制の整備
通常の教育相談の他、いじめアンケートの実施後等、状況に応じ臨時の「教育相談」を実施する。
*実施計画、情報分析や対応策策定については、生徒指導部が担う。
- (3) いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。

(4) 日常観察による情報収集

所属職員全員による情報収集に心掛け、気になる言動や兆候を発見した場合は、生徒指導部や管理職への報告・連絡や相談を行う。

(5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。

(6) 生徒会主体によるいじめ防止プログラム（いじめ撲滅レク集会等）の展開

いじめ防止をテーマに、生徒会が主体的な取組を展開できるよう、積極的な活動を推進する。

(7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」など消極的な対応策を払拭する。

5 いじめ発見後の適切な対応

(1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応に心掛け、解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、教育委員会への報告と相談を行う。

(2) 校内チームの役割を明確にする。

・事情聴取、整理、分析、まとめ ・対応策の検討 ・教職員の意思形成、調整

(3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。

(4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。

・被害生徒への面談 ・加害生徒への指導 ・事実を確認していた生徒への指導
・被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
・教育相談体制の強化 ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）

(5) 問題の内容に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。

(6) 報道機関への対応は、教頭を窓口に一歩化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応に心掛ける。その際、教育委員会と連携して対応にあたる。

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、紋別市いじめ防止基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

● 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

● 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。学校は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

● 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

【法第28条】 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下

「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- 次のような場合は、教育委員会において調査を実施する。
 - ・ 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合。
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
 - 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援をおこなう。

(4) 調査を行うための組織

学校は、その事案が重大事態であると判断した時には、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(6) 調査結果の提供及び報告

- 学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

7 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年2回(5月、11月)開催する。
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部還流に努める。
- (3) 指導力向上と生徒理解を深めるため、管理職を交えた日常的な情報交流の機会を充実させる。

8 全領域における連携の重視

(1) 各教科

それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動を通して、他者と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。

(2) 特別の教科 道徳

特別の教科 道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深め、豊かな体験をとおして内面を鍛える。

(3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験活動を通して、より良い人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とかかわりの中、生徒一人一人のよさや可能性が活かされ、個性の伸長が図られるようにする。さらに、よりよい人間関係を築く力や集団（社会）の一員としての望ましい態度、「自己有用感」が育まれるようにする。

(4) 総合的な学習の時間

特に、キャリア教育における体験活動と言語活動、探究活動を充実させ、将来の目標を考え社会（地域）の中の多くの人とかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

9 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組については、スピード感をもった対応が求められることから、PDCAサイクルによる短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

10 保護者・地域への情報提供

この基本方針は、学校便り等で公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

11 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」について保護者説明（参観日）	いじめ対策委員会～計画
5月	生徒指導交流会・研修会	
6月	いじめアンケート実施	
7月	いじめ対策委員会～必要に応じ開催	
8、9月	生徒指導交流会～必要に応じ開催	
10月	生徒会によるいじめ根絶活動	
11月	いじめアンケート実施	生徒指導交流会・研修会
12月	いじめ対策委員会～必要に応じ開催	
1、2月	学校運営協議会	
3月	いじめ対策委員会～反省	

※ 学級における「適切な人間関係づくり」は年間を通して実施

12 いじめチェックリスト

- いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、懇談、研修会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設定している。
- いじめ対応についての校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、年2回以上のアンケート調査や、定期的な個別面談を実施している。
- 生徒がいじめ問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」への対応として、ネットパトロール等のほか情報収集の具体策を実施している。